

2025年度（令和7年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引



平素より本市税務行政につきましては、格別の御理解御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この手引を参照の上、申告書等を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。できるかぎり早めに提出していただきますよう御協力をお願いします。

提出期限 2025年（令和7年）1月31日（金）

- 提出期限を過ぎて申告書を提出された場合、4月中旬発送予定の納税通知書に反映できないことがあります。その場合は、2期以降で対応させていただくこととなりますので、御了承ください。
 - 申告書等を郵送される方で、控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封してください。同封されていない場合は控えを返送いたしかねますので、御了承ください。また、申告期限間際の受付分については、控えの返送が遅くなりますので、御了承ください。
 - 課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合は、添付書類や申告書等の必要書類も併せて提出してください。（5、6ページ参照）
- ◆償却資産の申告は便利なeLTAX（電子申告）を御利用ください。詳細は裏表紙へ

償却資産の申告、手引については、福山市ホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisanzei/5926.html>

※申告書、種類別明細書（増・減）の様式は当ホームページからダウンロードできます。

福山市 償却資産

検索



福 山 市

【 目 次 】

I	償却資産のあらまし	1
1	償却資産とは	1
2	建築設備等における家屋と償却資産の区分	2
3	業種別の償却資産の例	3
4	償却資産の申告で誤りやすい資産	4
5	課税標準の特例	5
6	非課税・減免	6
7	国税との違い	6
II	償却資産の申告	7
1	申告していただく方	7
2	申告方法及び提出書類	7
3	申告書等の提出期限	8
4	申告書等の提出先	8
5	申告時の注意事項	8
6	個人番号又は法人番号の記入	9
7	申告されなかった場合、虚偽の申告をされた場合	9
8	実地調査への御協力をお願い	9
9	過年度への遡及等	9
10	共同住宅（アパート）などの賃貸建物を所有されている方	10
11	太陽光発電設備を所有されている方	11
III	償却資産申告書等の書き方（記入例）	12
1	償却資産申告書＜緑色＞	12
2	種類別明細書（増加資産・全資産用）＜緑色＞	14
3	種類別明細書（減少資産用）＜赤色＞	16
4	資産内容の修正（登録資産の内容に誤りのあるもの）	16
IV	償却資産の計算～価格の決定等	18
1	評価額の計算	18
2	価格の決定	19
3	税額の計算	19
4	免税点	19
5	納期限	19
V	Q & A	20
	償却資産申告のQ & A	20

I 償却資産のあらまし



1 償却資産とは

(1) 固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、おおむね次の資産をいいます。

ア 税務会計上、減価償却の対象となるべき資産

イ 建設仮勘定に経理されている資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる資産

ウ 簿外資産及び償却済資産であっても、事業の用に供することのできる状態にあるもの

エ 租税特別措置法第67条の5の適用を受けた30万円未満の少額資産

(2) 課税対象となる資産を種類別に分類すれば、次のとおりです。

種類 番号	資 産 種 類		対 象 と な る 資 産
1	構 築 物	建 物 建 物 附 属 設 備	プレハブ等の簡易な建物で家屋評価としないもの 建築設備のうち償却資産に該当するもの〔2ページ(1)参照〕 賃貸ビル等の家屋に附加された内装と附帯設備〔2ページ(2)参照〕
		構 築 物	門、塀、擁壁（土留め）、舗装路面、緑化施設、広告塔、外灯等
2	機械及び装置		工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、クリーニング設備、機械式駐車設備、太陽光発電設備等 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車
3	船 舶		ボート、漁船、客船、貨物船、工作船等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト等の大型特殊自動車（建設機械に該当するものは 2 機械及び装置） 各種運搬具等 *自動車税や軽自動車税が課税されるものは該当しません。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机、椅子、ロッカー、応接セット、厨房用品、カーテン、テレビその他の音響機器、電話、放送機器、複写機、レジスター、看板、ネオンサイン、医療機器、理・美容機器、自動販売機、冷暖房機、パソコン等

(3) 次の資産は課税の対象となりませんので、申告する必要はありません。

ア 牛、馬、果樹、その他の生物（法人税法施行令第13条第9号に該当するもの）

イ 無形減価償却資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）

ウ 繰延資産

エ 棚卸資産（商品、原材料等）

オ 自動車税、軽自動車税の対象となる車両

カ 1998年（平成10年）4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの

・取得価額20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

2 建築設備等における家屋と償却資産の区分

(1) 家屋に附加された建築設備で「家屋と構造上一体となりその効用を高めるもの」は、通常家屋に含めて取り扱いますが、次のようなもので事業の用に供するものについては、償却資産として課税の対象となりますので申告してください。

	設備の種類	償却資産の取扱いとするもの	原則として家屋の取扱いとするもの
電気設備	受変電設備	変圧器、受配電盤等一式、キュービクル、自家用発電設備等	
	動力用配線配管設備	工場等の生産設備の動力源としての配線一式	家屋の建築設備の動力源としての配線一式
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、屋外照明設備等	一般照明屋内配線、照明器具
	太陽光発電設備	屋根の上に取り付けたもの、野立て	家屋と一体となっている屋根材型のもの
	電話設備	電話機、交換機等の装置及び器具類	配線
	インターホン設備	アンプ、スピーカー、マイクロホン等	
衛生設備	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
	ガス・給排水設備	特定の生産又は業務用設備一式、屋外の設備一式、引込工事	左記以外の設備
空調	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛け型、天吊り型等）、ウインドクーラー等	家屋と一体となっている設備
防災設備	火災報知設備	屋外の装置一式	屋内の装置
	消火設備	ホース、ノズル、消火器、避難器具	消火栓設備、スプリンクラー
サービス設備	厨房設備	顧客の求めに応ずる設備一式 〔百貨店、旅館、飲食店、病院、社員食堂のサービス設備〕	サービス設備以外の設備
	洗濯設備		
	医療用設備		
	運搬設備	ベルトコンベア設備、生産ライン用リフト、ホイスト、クレーン等	左記以外の設備
	その他	簡易間仕切、LAN設備、門扉、塀、フェンス、舗装路面、植栽、アーケード、日よけ等	

(2) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント等）がその事業の用に供するために貸ビル、貸店舗等に施工した内外装、造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該資産を取り付けた者（テナント等）を所有者とし、家屋の附帯設備を償却資産として申告する必要があります。

※ (1) の区分に関係なく、テナント等で借主が事業用に取り付けたものは、償却資産の申告対象になりますので御注意ください。

3 業種別の償却資産の例

業 種	主な償却資産
共 通	事務用机 事務用椅子 応接セット キャビネット レジスター 金庫 看板 広告塔 ネオンサイン コピー機 パソコン ルームエアコン 受変電設備 舗装路面アスファルト敷 舗装路面コンクリート敷 等
製 造 業	旋盤 ボール盤 フライス盤 プレス機 梱包機 圧縮機 工場動力幹線設備 等
印 刷 業	印刷機 製版機 断裁機 等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の対象となるべきものを除く） 大型特殊自動車等（ナンバープレートの頭の数字が0又は9のもの）等
小 売 業	陳列棚 陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものを含む） 等
飲 食 業	テーブル 椅子 厨房用具 冷凍冷蔵庫 カラオケ機器 等
宿 泊 業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等） 厨房設備 洗濯設備 音響設備 放送設備 家具調度品 共聴設備 駐車場設備 等
理 美 容 業	シャンプー台 パーマ器 理美容椅子 サインポール 消毒殺菌器 タオル蒸器 湯沸かし器 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機 脱水機 プレス 給排水設備 等
医（歯科）業	レントゲン装置 調剤機器 手術機器 消毒殺菌用機器 歯科診療ユニット ファイバースコープ 等
不 動 産 貸 付 業	駐輪場 カーポート 駐車場アスファルト舗装 フェンス 外構工事 室内エアコン 太陽光発電設備 立体駐車場のターンテーブル及び機器部分 等
売 電 事 業	太陽光発電設備（屋根材一体型を除く） フェンス 舗装工事 防草シート 等
ガソリンスタンド	洗車機 ガソリン計量器 独立キャノピー 防火壁 地下タンク 等
娛 楽 業	パチンコ機 パチンコ機取付台（島工事） ゲーム機 両替機 カラオケ機器 ボウリング場用設備 等
農 業	コンバイン 保冷库 脱穀機 粃摺り機 精米機 運搬用機具 ビニールハウス 等 （農耕用小型特殊自動車とし軽自動車税で課税する乗用トラクター等は償却資産の課税対象にはなりません）

※ 上記に例示した資産は一部となりますので、
その他詳細については担当までお問合せください。

4 償却資産の申告で誤りやすい資産

(1) 償却資産の課税客体となるもの

- ア 工場等のキュービクル（高圧受変電設備）
- イ 動力幹線設備
- ウ 太陽光発電設備（屋根材として設置している場合は、対象外）
- エ テナントの内装工事
- オ 浄化槽
- カ 租税特別措置法第 67 条の 5 の適用を受けた 30 万円未満の少額資産
- キ 定着性のないプレハブ等簡易建物
- ク 電話機

(2) 家屋として評価するもの（自己所有家屋のもの）

- ア ビルトインタイプの空調、天井カセットエアコン
- イ 屋内の自動火災報知設備
- ウ 電気設備、照明、給排水衛生設備等
- エ 共聴設備
- オ 電話配線設備

(3) その他償却資産の課税客体とならないもの

- ア 取得価額が 20 万円未満の償却資産を税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
- イ 自動車税及び軽自動車税の対象となる車両

(4) リース資産（借用資産）

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方に申告をしていただく場合と資産を借りている方に申告をしていただく場合があります。リース資産の契約内容に応じた申告区分は、大きく分類すると次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在する 市町村へ申告)
【実際の売買に当たるようなリース】 期間終了後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ 2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者であるリース会社等（貸主）が申告する必要があります。

5 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有する方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載し、最初の適用年度には添付書類（写し）も併せて提出してください。

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



○課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例

特例対象資産	範 囲		適用期間・特例率		適用条項	添付書類
家庭的保育事業に係る資産	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産		1 / 3 【わがまち特例】 （福山市の場合）		本法 第 349 条 の 3 第 27 項	事業実施の許認可証（写し）等
居宅訪問型保育事業に係る資産	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産		1 / 3 【わがまち特例】 （福山市の場合）		本法 第 349 条 の 3 第 28 項	事業実施の許認可証（写し）等
事業所内保育事業に係る資産	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産		1 / 3 【わがまち特例】 （福山市の場合）		本法 第 349 条 の 3 第 29 項	事業実施の許認可証（写し）等
先端設備等 ※設備取得前に計画申請したものが対象	2023 (R 5) / 4 / 1 以降の取得	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備（家屋と一体のものを除く）	賃上げ表明なし	3 年間 1 / 2	本法附則 第 15 条 第 44 項	・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し） ・先端設備等導入計画の認定書（写し） ・投資利益率に関する確認書（写し） ・賃上げ表明ありの場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）
			賃上げ表明あり	・ 2023 (R 5) / 4 / 1～2024 (R 6) / 3/31 に取得した場合 5 年間 1 / 3 ・ 2024 (R 6) / 4 / 1～2025 (R 7) / 3/31 に取得した場合 4 年間 1 / 3		

※ この表は 2024 年（令和 6 年）10 月時点で作成していますので、2025 年度（令和 7 年度）税制改正により変更される場合があります。

6 非課税・減免

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する資産は非課税の適用を受けることができます。適用を受けようとする場合は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記入し、届出書の写し、定款の写し等の必要書類とともに、「固定資産税・都市計画税 非課税申告書」（福山市ホームページに様式掲載）を提出してください。

これまでの申告によって非課税適用の資産がある方も、新たに取得した資産について非課税の適用を受けようとする場合は、「固定資産税・都市計画税 非課税申告書」を提出してください。適用根拠の異なる資産についての申告の場合は、届出書の写し等、追加でお願いする場合があります。

また、非課税の適用を受けている資産が別の用途に供することとなり、非課税の資産でなくなったときは償却資産の申告の際にその旨を届け出てください。

災害等の被害を受けた資産については、被害の程度に応じて減免できる場合があります。減免を受ける場合の申請書類や要件については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



7 国税との違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法（旧定率法） 12 ページ参照	【2007 年（平成 19 年） 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 （建物については旧定額法） 【2007 年（平成 19 年） 4 月 1 日以降取得】 定率法、定額法の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
増 加 償 却	認められます（税務署受付印のある増加償却の届出書写の提出が必要）	認められます（所得税法・法人税法）
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の 5	備忘価格（1 円）まで
改 良 費	区分評価	原則区分評価
少額の減価償却資産 （耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時に損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時に損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする
一 括 償 却 資 産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3 年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3 年間で損金又は必要な経費に算入が可能
即 時 償 却 資 産 （租税特措法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能

Ⅱ 償却資産の申告



1 申告していただく方

2025 年（令和 7 年） 1 月 1 日現在、福山市内において、法人や個人で工場や商店などを経営しておられる方で、その事業の用に供されている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品を所有されている方。

2 申告方法及び提出書類

（※償却資産申告書等の書き方（記入例）参照 12～17 ページ）

(1) 初めて申告をされる方

2024 年（令和 6 年） 1 月 2 日以降に新規に事業を開始された方

提出書類	①償却資産申告書〈緑色〉 [正]（副は控です）
	②種類別明細書（増加資産、全資産用）〈緑色〉 [提出用、入力用]
	③その他必要書類（課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合に 必要な添付書類や申告書等。 5、 6 ページ参照）
注 意 点	該当資産の多少にかかわらず申告してください。また、該当資産のない 場合には、①償却資産申告書 18 備考欄の該当項目（ 4 該当資産なし）に ○をつけて申告してください。

(2) 前年度に申告された方

対象資産	2024 年（令和 6 年） 1 月 2 日から 2025 年（令和 7 年） 1 月 1 日までに、 <u>増加及び減少した資産</u>
	2024 年（令和 6 年） 1 月 1 日以前に取得した資産で申告漏れ等のあった 資産
提出書類	①償却資産申告書〈緑色〉 [正]（副は控です）
	②種類別明細書（増加資産、全資産用）〈緑色〉 [提出用、入力用]
	③種類別明細書（減少資産用）〈赤色〉 [提出用、入力用]
	④その他必要書類（課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合に 必要な添付書類や申告書等。 5、 6 ページ参照）
注 意 点	前年中に資産異動がない場合には、①償却資産申告書 18 備考欄の該当項 目（ 3 前年中資産増減なし又は 4 該当資産なし）に○をつけて申告し てください。

(3) 自社の様式で申告される方

申告書に 2025 年（令和 7 年） 1 月 1 日現在所有しているすべての資産について
申告してください。

自社様式の申告書で申告される方で、福山市の申告書をお送りしている場合は、
福山市の申告書も提出してください。また、用紙のサイズは A4 となるよう御協力
をお願いします。

3 申告書等の提出期限

2025年（令和7年）1月31日（金）です。事務処理の都合上できるかぎり早めに提出していただきますよう、御協力をお願いします。

※ 提出期限を過ぎて申告書を提出された場合、4月中旬発送予定の納税通知書に反映できないことがあります。その場合は、2期以降で対応させていただくこととなりますので、御了承ください。

4 申告書等の提出先

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局税務部資産税課 償却資産担当（福山市役所2階）

電話 （084）928-1022

5 申告時の注意事項

- (1) 申告書は正副の2枚、明細書は3部複写になっています。申告書の正と明細書の提出用及び入力用を提出し、申告書の副と明細書の控用は大切に保管してください。
- (2) 申告書の副に受付印の必要な方は、返送用封筒（切手貼付）を同封の上、提出してください。同封されていない場合は返送いたしかねますので、御了承ください。
- (3) 「償却資産種類別明細書 正」は、内容の修正がない場合、提出する必要はありません。資料としてお持ちください。
- (4) 事業所の解散・廃業・住所変更等をされた場合は、償却資産申告書の18備考欄の該当項目（5 転出・廃業・解散）に○をつけ、発生年月日を記入して提出してください。
- (5) 決算期後 1月 1日までの間に取得した資産も、漏れなく申告してください。
- (6) 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方が申告してください。（4ページ参照）
- (7) 自社様式での申告書又は電子申告（eLTAX）で申告される方で、市の申告書の送付が必要ない場合、備考欄に「申告書不要（自社様式又は電子申告）」等と記載してください。この場合、償却資産種類別明細書・手引・種類別明細書（増・減）も送付されませんが、手引・種類別明細書（増・減）の様式については福山市資産税課ホームページからダウンロード又はご覧いただけます。

6 個人番号又は法人番号の記入

2016 年度（平成 28 年度）の申告から、個人番号又は法人番号の記入が必要になりました。

個人事業主の場合は、申告書提出の際に番号確認、身元確認及び代理権の確認をさせていただきますので御了承ください。前年までに番号確認をさせていただいている場合は、申告書の番号記入欄にアスタリスク（*）を表示してありますので、番号の記入は必要ありません。

法人の場合は、前年までに記入をいただいていたたり、法人市民税の申告等で福山市に情報がある場合は、福山市からお送りする申告書に既に記載をしています。

7 申告されなかった場合、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び福山市税条例第 66 条の規定により、10 万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第 368 条及び福山市税条例第 63 条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を処されることがあります。

8 実地調査等への御協力をお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づいて、実地調査や簡易調査（固定資産台帳等を郵送していただく調査）を行っておりますので、その際には御協力をお願いします。

また、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、法人税又は所得税に関する書類について、該当する税務署で閲覧等を行うことがあります。

9 過年度への遡及等

調査により申告内容に修正がある場合は、取得年の翌年まで遡って税額を再計算（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により現年度を含め最長 5 年）することがありますので、御承知おきください。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（19 ページ「5 納期限」参照）とは異なり、納期は 1 回となりますので、御留意ください。



10 共同住宅（アパート）などの賃貸建物を所有されている方

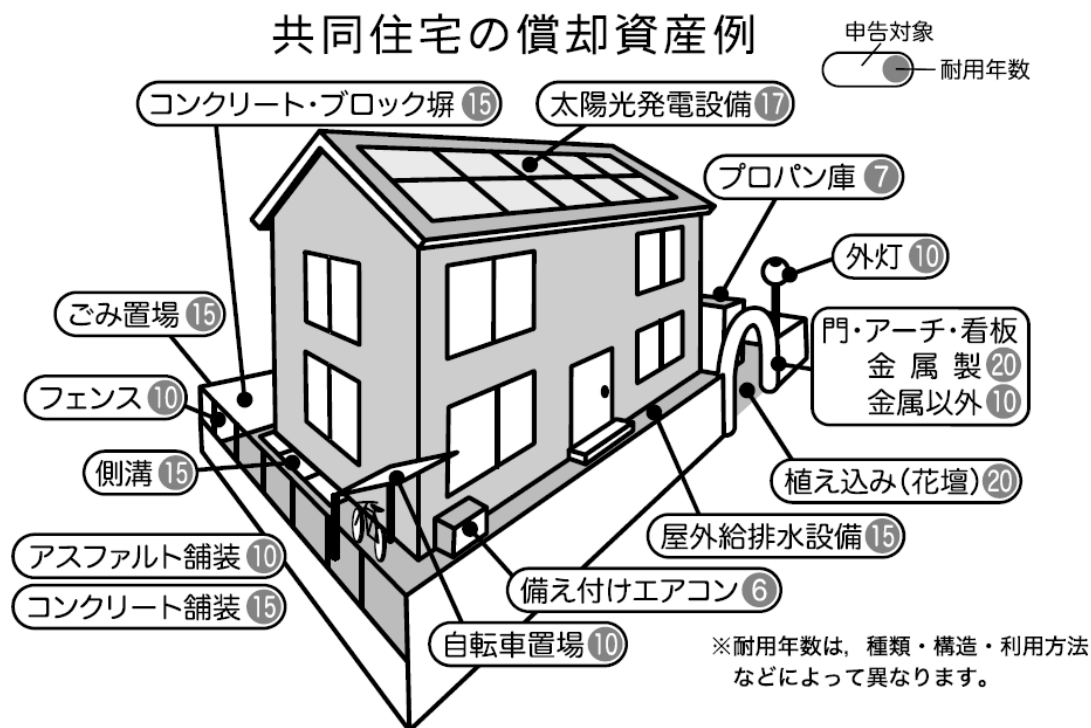
共同住宅（アパートなど）の不動産賃貸業を営んでいる方（貸店舗・事務所などを含む）で、確定申告において減価償却として必要経費に算入される事業の用に供している資産を所有されている場合は、固定資産の償却資産申告が必要です。

○不動産賃貸業における主な償却資産を例示しますと、次のようなものがあります。

構築物	敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置場、ごみ置場、屋外給水・排水設備、下水道接続工事、側溝、周囲フェンス、門、ブロック塀、外灯、植栽工事、広告塔 など
機械装置	太陽光発電設備、駐車場機械設備、受変電設備、自家用発電設備 など
器具・備品	壁掛けエアコン、家具付きアパートの場合のテレビ、冷蔵庫 など

※ 所得税・法人税の確定申告において、工事にかかった経費をひとまとめにして「アパート工事（建物）一式」等の名称で減価償却している場合には、これらの経費のうち、家屋（固定資産税）の課税対象となる建物本体部分を除き、申告対象となる資産を抜き出して申告していただくことになります。

なお、申告の際には、工事見積書等の内訳から、申告対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数等を抜き出してください。



11 太陽光発電設備を所有されている方

法人や個人事業主（店舗やアパート、農業等事業を営む方がその事業のために太陽光発電設備を設置した場合）が、太陽光発電設備を所有している場合は、事業の用に供している資産となり、機械として償却資産に該当しますので、固定資産税の償却資産申告が必要です。

また、個人が住宅に設置している場合でも 10kw 以上の設備の場合は、事業の用に供している資産となり、償却資産に該当しますので、固定資産税の償却資産申告が必要となります。

(1) 償却資産として申告が必要となる太陽光発電設備 (課税対象となる設置者・発電量別の区分)

設置者	余剰売電・全量売電（10kw 以上）	余剰売電（10kw 未満）
法人	課税対象	課税対象
個人事業主	課税対象	課税対象
個人	課税対象	課税対象外

(2) 太陽光発電設備の評価の区分（(1) で課税対象となる場合）

太陽光パネルの 設置方法	太陽光発電設備		
	太陽光パネル	架台	接続ユニット パワーコンディショナー 表示ユニット 電力量計等
家屋に一体の建材 (屋根材等) として 設置	家屋として課税		償却資産
架台に乗せて屋根 に設置	償却資産		償却資産
家屋以外の場所 (地上や家屋の要件を 満たしていない構築物等) に設置	償却資産		償却資産

※ 架台に乗せて建物に設置又は地上に設置した場合は、償却資産の申告が必要です。
申告には、上記の設備の他に工事費等の設置費用も申告が必要です。

Ⅲ 償却資産申告書等の書き方（記入例）

1 償却資産申告書 <緑色>

1 住所

住所及び電話番号を記入し、ふりがなを付してください。

変更がある場合は、赤字で訂正してください。

2025 年 〇〇 月 〇〇 日

2025年 償却

福山市長 様

2 名前

名前を記入し、ふりがなを付してください。

共有資産の場合は、「代表者名前 外〇名」と記入し、右下の「18備考」欄に共有者全員の名前、住所を記入してください。

法人の場合は、その名称及び代表者の名前を記入してください。

また屋号があれば、記入してください。

※押印は不要です。

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 (電話 084-921-1111)

福山〇〇 株式会社 代表者 福山 太郎

資産の種類	取得価額											
	前年までに取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物			3,000	000			3,000	000				1
2 機械及び装置			8,000	000								32
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品			3,000	000			1,100	000				1
7 合計			14,000	000			4,100	000				34

取得価額

(イ) 前年までに取得された資産の合計が記載されています。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得額。

(ハ) 前年中に取得した資産の合計及び前年までに取得した資産で申告漏れがある場合は加算して記入してください。

(ニ) (イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した合計額。

※ 毎年の減価後の評価額等については、自動計算されますので、(ホ)～(ト)の欄は記入不要です。

ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。

資産の種類	評価額 (ホ)				決定価	
	十億	百万	千	円	十億	百万
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

(ホ)～(ト)

記入する必要はありません。

ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。

3 個人番号（マイナンバー）又は法人番号

2015年（平成27年）10月に個人及び法人に対して通知された個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記入してください。個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

※個人事業主：個人番号（マイナンバー）
法 人：法人番号

なお、前年までに番号の確認ができている場合、個人事業主にはアスタリスク（*）、法人には番号が記載されていますので記入は不要です。

4 事業種目

業種は具体的に（例：印刷業、売電事業等）記入してください。

7 税理士等の名前

経理を委託されている税理士等の名前及び電話番号を記入してください。

8～14

該当する方を○で囲んでください。

「短縮耐用年数の承認」を受けた方「増加償却の届出」をされた方は、その写しを添付してください。なお、償却資産の評価において「特別償却」及び「圧縮記帳」は認められません。

15 市内における事業用等資産の所在地

福山市内における資産の所在地を記入してください。また、2つ以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれ記入し、主たる事業所を○で囲んでください。

16 借用資産

「有」の場合は、貸主（リース元等）の名称等を記入してください。

年度（令和7年度）

資産申告書（償却資産課税台帳）正

3 個人番号又は法人番号	X X X X X X X X X X X X	8 短縮耐用年数の承認	有・ ☒ 無
4 事業種目 (資本等の金額)	印刷業 (50 百万円)	9 増加償却の届出	有・ ☒ 無
5 事業開始年月	2001 年 9 月	10 非課税該当資産	有・ ☒ 無
6 この申告に回答する者の係及び名前	経理課 福山次郎 (電話 084-928-2222)	11 課税標準の特例	有・ ☒ 無
7 税理士等の名前	広島 花子 (電話 084-928-1234)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ ☒ 無
		13 税務会計上の償却方法	定率法・ ☒ 定額法
		14 青色申告	有・ ☒ 無

たもの (ハ)	計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)	15 市内における事業所等資産の所在地
千 円	十億 百万 千 円	① 東桜町3番5号
000 000	1 000 000	② 松永町三丁目1番29号
000 000	40 000 000	③ 駅家町倉光37番地1
		貸主の名称等
		16 借用資産 (☒ 有 ・ ☐ 無)
		備後第一リース
400 000	3 300 000	17 事業所用家屋の所有区分
400 000	44 300 000	自己所有・ ☒ 借家
格 (ハ)	課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等)
千 円	十億 百万 千 円	決算期 (3 月)
		① 増加資産 1 枚
		2024.4.1 住所変更 ② 減少資産 1 枚
		3 前年中資産増減なし
		4 該当資産なし
		5 転出・廃業・解散 等
		(年 月 日)
		※番号① ※番号② ※受付 ※物件 ※照合

18 備考（添付書類等）

該当する番号を○で囲んでください。その他、次のような事項を記入してください。

- (1) 社名・住所変更をされた場合の年月日及び事由
- (2) 合併された場合の合併元・先の会社名等
- (3) 共有資産の場合の共有者名前、住所
- (4) 相続により所有者が変更した場合の相続年月日、被相続人名前
- (5) 添付書類がある場合の書類の名称等
- (6) 申告書不要の希望の旨（自社様式での申告・電子申告の方のみ）
- (7) その他必要事項

2 種類別明細書（増加資産・全資産用） <緑色>

増加資産・全資産のどちらかに○印を記入してください。

種類別
(増加資産)

資産の種類

資産に対応する数字で記入してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

資産の名称等

資産の名称等を左詰めで記入してください。
漢字での記入も可能です。

取得年月

取得した年月を記入してください。
取得年は、西暦（4桁）での記入になります。

2025 年 度										
※ 所 有 者 コー ド ※										種 類 別 (増加資)
1										
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等				数 量	取 得 年 西 暦 年		
1	1		公告用看板				1	2	0	2
2	2	(記	デジタル写真製版業用設備				1	2	0	2
3	2		印刷製本機				1	2	0	2
4	6	入	パソコン				5	2	0	2
5	6	し	エアコン				1	2	0	2
6										
7		な								
8		い								
9										
10		で								
11		く								
12										
13		だ								
14		さ								
15										
16		い								
17										
小 計										

・「資産の種類」は1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具、器具及び備品
・「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他の

年		(イ) 取得価額				(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価償却残存率	(ニ) 課税標準の特例 率		(ホ) 課税標準額		(ヘ) 増加事由	摘要
月	月	十億	百万	千	円				コード				
4	7		1	000	000	10	0.					①・2 3・4	
4	9		20	000	000	4	0.	(記)			(記)	①・2 3・4	
4	10		12	000	000	9	0.					①・2 3・4	本法附則 第15条第44項
1	10		1	000	000	4	0.	入			入	①・2 ③・4	2024.6 尾道 工場から
2	5			400	000	6	0.	し			し	①・2 3・4	申告もれ
							0.					1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	
							0.	な			な	1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	
							0.	い			い	1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	
							0.	で			で	1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	
							0.	く			く	1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	
							0.	だ			だ	1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	
							0.	さ			さ	1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	
							0.	い			い	1・2 3・4	
							0.					1・2 3・4	

增加事由

該当する事項の番号を○で囲んでください。

- 1 新品取得
- 2 中古取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

特に、「3 移動による受入れ」の○印が漏れていた場合、課税年度に影響しますので、必ず該当番号に○印を付けてください。

摘要

次のような事項を記入してください。

- (1) 課税標準の特例を受けている資産については、その適用条項。
条項までわからなければ、「特例対象」等と記入してください。
- (2) 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。
- (3) その他必要事項。

3 種類別明細書（減少資産用） <赤色>

『種類別明細書（減少資産用）』の作成については、同封してある電算出力された『償却資産種類別明細書 2025 年度』を参考にしてください。

種類別
(減少)

※ 所有者コード ※									
2									
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等				数量	取得 西暦年	
1	1	1	アスファルト舗装				1	2	0
2	6	5	パソコン				2	2	0
3	6	9	金庫				1	2	0
4									
5									

資産の種類 ←種類を記入する
抹消コード ←資産番号を記入する

償却資産種類別明細書』に表示されている「種類」と「資産番号」を記入してください。

4 資産内容の修正（登録資産の内容に誤りのあるもの）

修正は同封してある電算出力された『償却資産種類別明細書』を用いてください。
（提出される場合は、お手数ですがコピーしてお使いください）

2025年度(令和7年度)

償却資産種類別明

所有者コード		住所	〒720-8501	福山市東桜町3番5号	
X XXXXXXXXX		名前・法人名		福山〇〇株式会社	
連番	種類	資産番号 資産の名称	数量	取得年月	取得価額
1	1	00000001 アスファルト舗装		2000.12 H12.12	3,000,0
2	2	00000002 デジタル印刷設備		2005. 2 H17.2	8,000,0
3	6	00000005 パソコン		2006. 9 H18.9	1,500,0
4	6	00000006 応接セット		2007.10 H19.10	700,0
5	6	00000008 複写機 カラーコピー機		2007.11 H19.11	300,0
6	6	00000009 金庫		2007.11 H19.11	500,0

修正項目を取消線で抹消し、空白部分に「朱書き」で修正内容を記入してください。

※ 2024年度（令和6年度）現在、償却資産課税台帳に登録してある資産が

明細書』を参考にしてください。

明細書
資産用)

所有者名		1枚のうち	
		1枚目	
福山〇〇 株式会社			

年月		取得価額				耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
年	月	十億	百万	千	円			1売却 3移動	2減失 4その他	
1	12		3	000	000	10		1 ②・3・4	①・2	
7	9			600	000	4		1 ②・3・4	1 ②	1,500,000(5台のうち 600,000(2台)が減少
0	11			500	000	20	(記入)	1・2 ③・4	①・2	2024.7 広島工場(広島市)へ

数量・取得価額

- 減少の区分：1（全部）の場合
『償却資産種類別明細書』に表示されている
全部減少した資産の数量・取得価額を記入してください。
- 減少の区分：2（一部）の場合（必須）
減少した部分に対応する数量・取得価額を記入してください。

摘要

当該資産が減少した事由について
次のことを記入してください。

- ・事由 1売却・・・売却先の名称
3移動・・・受入先の所在地等
4その他・・・その他事由

※ 減少の区分:2（一部）の場合は
次のとおり記入してください。
(例)
1,500,000(5台)のうち
600,000(2台)が減少

明細書 正

種類		内訳	
1 構築物	4 航空機	1枚のうち	
2 機械及び装置	5 車両及び運搬具	1枚目	
3 船舶	6 工具器具及び備品		

耐用年数	減価残存率	前年度 評価額	本年度 評価額	課税標準額	5%	特例	減免	備考
				税相当額	率	率	率	
00	10							
00	4							
00	4							
00	5							取得年月
00	5							名称・耐用年数
00	6							
00	20							

表示されています。

Ⅳ 償却資産の計算～価格の決定等

1 評価額の計算

毎年 1 月 1 日現在に市内に所有している資産について、取得価額、取得年月及び耐用年数を基に評価額を計算します。

(1) 前年中に取得した資産

取得価額×前年中取得の減価残存率※＝評価額 ※【減価残存率表】を参照

(2) 前年前に取得した資産

前年度評価額×前年前取得の減価残存率＝評価額

※ 取得価額の 5%が評価額の下限となります。上の計算により毎年減価していき、取得価額の 5%を下回った場合、それ以降の評価額は取得価額の 5%となります。

【減価残存率表】

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-(r/2)	1-r		r	1-(r/2)	1-r		r	1-(r/2)	1-r
—	—	—	—	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

【評価額計算例】

取得価額：200,000 円 取得年月：2024 年（令和 6 年） 2 月 耐用年数：4 年
資産：パソコン の場合

（耐用年数 4 年の減価残存率…前年中取得：0.781、前年前取得：0.562）

（取得価額の 5%：200,000 円× 5%=10,000 円）

2025 年度（令和 7 年度）：200,000 円×0.781=156,200 円

2026 年度（令和 8 年度）：156,200 円×0.562= 87,784 円

2027 年度（令和 9 年度）： 87,784 円×0.562= 49,334 円

2028 年度（令和 10 年度）： 49,334 円×0.562= 27,725 円

2029 年度（令和 11 年度）： 27,725 円×0.562= 15,581 円

2030 年度（令和 12 年度）： 15,581 円×0.562= 8,756 円<10,000 円

※ 2030 年度（令和 12 年度）で算出額が取得価額の 5%（10,000 円）を下回る
ので、2030 年度（令和 12 年度）以後の評価額は 10,000 円となります。

（国税とは違い備忘価額 1 円まで減少しません。）

2 価格の決定

取得価額を基礎に、経過年数に応じた価値の減少を考慮して適正な時価として評価し、
3 月 31 日までに価格を決定します。

3 税額の計算

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{※課税標準額} & \times & \text{税率} \\ (100 \text{ 円未満切り捨て}) & & (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) & & (1.4\%) \end{array}$$

※課税標準額：市内に所在する資産の評価額の合計
（評価額の計算については 18 ページ参照）

4 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

※課税されませんが、事業の用に供する資産をお持ちの場合は、毎年申告が必要です。

5 納期限

固定資産税の納期限は、次の 4 回です。

第 1 期 4 月末、第 2 期 7 月末、第 3 期 9 月末、第 4 期 12 月 25 日

※納税通知書は 4 月中旬に発送予定です。

V Q & A

償却資産申告のQ & A

Q 1 償却資産が複数の市町にある場合はどこへ申告すればよいですか？

A 1 償却資産が所在する市町にそれぞれ申告する必要があります。

Q 2 資産の増減がない場合も申告が必要ですか？

A 2 資産の増減がない場合でも事業の用に供する資産をお持ちであれば、毎年申告が必要です。償却資産申告書の 18 備考の右下「3 前年中資産増減なし」を○で囲んでください。

Q 3 廃業や休業した場合はどうすればよいですか？

A 3 償却資産申告書の 18 備考の右下「5 転出・廃業・解散 等」を○で囲み、廃業や休業の日付を記入してください。

Q 4 償却資産申告書の提出は窓口へ持参しなければなりませんか？

A 4 郵送でも受け付けています。控えに受付印が必要な場合は、償却資産申告書の「副」と種類別明細書の「控え用」及び必要な金額の切手を貼った返信用の封筒を御用意していただければ返送します。金額不足の場合は、不足分受取人払いとして送らせていただきます。切手の貼付がない場合は返送いたしかねますので御了承ください。
また、電子申告（eLTAX）での申告を推奨していますのでぜひ御利用ください。

Q 5 支所への提出はできますか？

A 5 松永・北部・東部・神辺・沼隈・内海・新市の各支所でも受付を行っていますが、担当者はおりませんので、内容の確認が必要な場合は福山駅前の本庁舎 2 階にある資産税課償却資産担当まで御連絡ください。

Q 6 一度償却資産申告書を提出した後に申告漏れや申告内容の訂正などが分かった場合はどうしたらよいですか？

A 6 修正申告書を作成して提出してください。修正申告書の様式は通常の償却資産申告書と同じものですので、福山市資産税課ホームページからダウンロードできます。償却資産申告書の備考欄に「修正申告」と記入し、修正内容も記入してください。
(例 資産番号〇〇番を追加 等)
電子申告の場合も備考欄へ同様に記入して通常どおり申告してください。

Q 7 確定申告をしています、償却資産の申告も必要ですか？

A 7 必要です。収入についての申告である確定申告とは異なり、償却資産の申告は、償却資産に該当する設備を所有している方が申告をするもので、土地や建物と同様に固定資産税の対象となります。

Q 8 太陽光発電設備は償却資産に該当しますか？

A 8 設置状況によって、該当する場合があります。次の表を参考に、償却資産の申告が必要な場合は申告をしてください。(11 ページ参照)

太陽光設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人事業主	店舗やアパート、農業等事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人	家屋や土地に設置した太陽光発電設備で、発電出力 10kw 以上の設備を全量又は余剰売電している場合、売電事業用の資産となります。償却資産として申告の対象となります。

※ 家屋の屋根材として太陽光発電設備を設置している場合は、家屋での評価となりますので、申告は不要です。

Q 9 償却資産に対して固定資産税はかかっていませんが、償却資産の申告は必要ですか？

A 9 事業の用に供する資産をお持ちの場合は、固定資産税がかかっていなくても毎年申告が必要です。

Q10 償却資産を共有している場合はどのように申告をしたらよいですか？

A10 償却資産の申告では、持分での申告は認められていませんので共有名義で申告してください。申告書の所有者欄に「代表者名前 外○名」と記入し、備考欄に共有者の名前、住所を記入してください。

Q11 償却資産の取得価額における消費税の取扱いはどのようになりますか？

A11 法人税又は所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額で、税込経理方式を採用している場合は消費税を含む金額で申告してください。

Q12 相続により償却資産を継承した場合はどのように申告をしたらよいですか？

A12 申告書に旧所有者の名称、住所が記載されている場合は、相続した方の名称、住所に書き直していただき、備考欄に「相続により所有者変更」等と記入して申告してください。

申告書に旧所有者の名称、住所が記載されていない場合は、備考欄に旧所有者の名称、住所、相続した旨を記入して申告してください。

償却資産の申告は便利な

手続きが
自宅や
オフィスで
できる！

エルタックス **eLTAX**（電子申告）を 御利用ください！

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で
地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

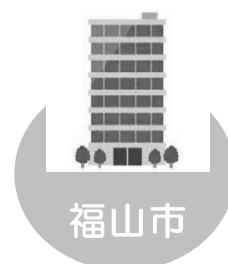
テレワークに最適

お出かけ不要

郵送しなくていいので
郵便代不要



固定資産税（償却資産）
・全資産申告
・増加（減少）資産申告
・修正申告 など



eLTAXを利用するための手続きについては、
eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



eLTAXの利用方法についての電話
（ヘルプデスク）によるお問合せは

ハイシンコク

0570-081459

03-5521-0019

（上記の番号で
つながらない場合）

受付時間 9:00～17:00

（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

法人市民税、事業所税の申告や個人住民税の給与支払報告の提出などを行うことができます。

※ eLTAXを利用するための準備として電子証明書を取得する必要があります。（税理士
に申告書の作成・送信を依頼している方については不要です。）電子証明書の種類によっ
てはICカードリーダーが必要になります。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

●御利用時間

8:30～24:00

（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

●eLTAX利用料は無料です